

平成30年6月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

平成30年6月26日(火)

1. 議案上程(議案第55号から第57号)

分科会報告、質疑、討論、表決

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一
観光文化振興部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	木元義博
企画政策課長	八端隆公	総務課長	山田政信
総務課危機管理室長	三浦幸樹	財政課長	田村力

税務課長	原田 徹	税務課債権管理室長	佐藤 淳
福祉課長	小澤田 一志	介護サービス課長	平塚 敦子
生活環境課長	伊藤 文興	健康子育て課長	伊藤 徹
観光課長	清水 康成	男鹿まるごと売込課長	菅原 章
文化スポーツ課長	鎌田 栄	農林水産課長	武田 誠
建設課長	畠山 喜美	病院事務局長	菅原 長
会計管理者	菅原 信一	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	鈴木 健	企業局管理課長	太田 讓
上下水道課長	真壁 孝彦	ガス工務課長	鈴木 博
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時00分 開 議

○委員長（笹川圭光君） おはようございます。

議事に入る前に、皆様にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を再開いたします。

審査に入る前に、菅原市長から発言の申し出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしまして、男鹿市複合観光施設「オガーレ」のプレオープンについてご報告申し上げます。

先週22日に竣工式が行われた「オガーレ」において、23日と24日にプレオープンを実施したところ、両日合わせて約1万人の来場者で賑わいました。

なお、物産館・レストラン・軽食の売り上げは、合計約367万円と伺っております。

来る7月1日にはグランドオープンを挙行し、通常営業に入ります。

以上、ご報告を申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） これより審査に入ります。

議案第55号、第56号及び第57号を一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。12番進藤優子さん

【総務分科会委員長 進藤優子君 登壇】

○総務分科会委員長（進藤優子君） おはようございます。

総務分科会で審査いたしました議案第55号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分及び議案第56号平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過をご報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、専決処分した災害復旧関係予算について、査定の時期及び工事金額等の見込みについて、また、国、県、市の負担割合について質疑があり、当局から、災害査定について7月から8月をめどに実施される予定で、具体的な工事金額については、現段階で把握していない。また、負担割合は、農地にかかるものは、国50パーセント、農業者50パーセント、農業用施設にかかるものは、国65パーセント、農業者35パーセントとなっている。公共土木施設の災害復旧については、国の負担は3分の2で、県単局所防災事業費では、工事費の8割を県が、2割を市が負担するとの答弁がありました。

第2点として、コミュニティ助成事業の内容及び地域活性化に伴う国、県の事業を市民団体等が行う際の支援について質疑があり、当局から、本事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うもので、今年度は浜のそば体験モニターツアーが採択されている。内容は、そば打ち体験等を行うモニターツアーを4月から11月末まで実施することとしている。また、本事業については、県から直接市民団体へ話があり、その後、市に持ち込まれた事業である。市では、国、県の助成事業を市広報誌やホームページ等を利用し周知し、市民団体が事業へ取り組

む際には相談に応じ、できる手立て等の支援をしているとの答弁がありました。

第3点として、議案第55号及び56号ともに財政調整基金を取り崩して財源としているが、現在の財政調整基金の状況について質疑があり、当局から、平成29年度決算の剰余金のうち、1億5,000万円を積み増しし、平成30年度補正（第1号）で8,200万円、補正（第2号）で319万円を取り崩すと、予算上の財政調整基金残高は4億4,358万6,000円となるものである。財政調整基金について、最も残高が多い時期で約18億円あったが、ここ数年は毎年約2億円ずつ取り崩している状況で、収入と支出のバランスを欠いていたと思われる。今後は、いかに収支の均衡をとるかという部分で知恵を出し合い、財政調整基金に頼らない予算編成をしなければならないと考えているとの答弁がありました。

第4点として、6月補正予算の規模が740万円と、過去と比較し非常に小さい規模であること及び今後予算の追加を要する事業等について並びに国・県の補助制度を活用した事業の計画について質疑があり、当局から、平成30年度当初予算では、年間の事業予算をすべて措置する意識を持って予算編成に当たり、今回の補正は、その後、国や県により決定されたものなどで、速やかに執行する必要があるもののみを予算措置しており、その結果、補正の規模が小さくなったものである。今後の財政需要として現在把握しているところでは、人件費のうち、共済費、除雪費、障害者自立支援給付費及び生活バス路線維持費補助金等で約2億5,000万円の補正を見込んでいる。また、国、県の補助制度を活用した事業については、今年度、県事業を活用し、移住・定住関係の事業を実施する予定である。内容は、商店街の活性化を試みる船川商店街の中でシャッターを開けようという事業で、予算的には約200万円であるとの答弁がありました。

これに対し、委員より、本市の財政は非常に厳しいが、そういう中で、国、県の補助制度を活用した活性化策をさらに研究すべきだとの意見がありました。

第5点として、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が一層進んでいるが、その対策について質疑があり、当局から、経常経費は通常の行政運営で支出する経費であるため、大幅な削減は困難である。そういう中で、施設の管理等に係る委託費や各種団体への補助金等の見直しに取り組み始めた状況である。経常収支比率の高い状況が続いており、これを下げるのは非常に困難であるが、まずは細かな部分、あるいはでき

ることから地道に取り組んでいく必要があるとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、新男鹿駅前広場整備費用負担の考え方について質疑があり、当局から、基本的には、現在JR側で整備している遊歩道等は、これから策定する男鹿駅周辺土地利用基本計画で必要がないとした場合は、用地購入費に上乗せされないように交渉しなければならないと考えているが、利用計画で必要とした場合には、ある程度の上乗せが必要と考える。駅前広場はJR側でも必要な部分と認識しており、そういうことも踏まえて価格交渉をしなければならないと考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、男鹿駅周辺整備基本計画と男鹿駅移設に関する覚書に基づいた今後の見通しについて質疑があり、当局から、利用計画が年内に完成する。それを踏まえ、早ければ来年度当初予算に用地購入費を計上するが、利用計画の完成を待って価格交渉をしたのでは、当初予算の編成に間に合わないため、利用計画の策定と並行して価格交渉をする必要がある。早期に不動産鑑定等を行いながら、適正な価格で購入できるよう進める考えであるとの答弁がありました。

第2点として、公金着服事件にかかる決算処理について、当局から、決算における現金不足の取り扱いについて、庁内で協議した結果、現金不足額は実際の被害額とは大きな乖離があり、弁償金が入った場合、どの税目に充当すべきかの区別もなく、事務処理上煩雑となるほか、弁済による現金不足の解消は事実上困難であること。また、歳入歳出の差引額の中に現金不足を抱えたままでは、差引額が少額となった場合、基金へ繰り入れる現金がない状態になってしまうなどの弊害があり、この対応策として、他市町村の同様事案等を参考に、平成29年度決算において現金不足額を除いた金額を平成30年度に繰り越したいと考えており、これにより、平成30年度決算においては、決算書上、現金不足額は記載されないこととなるが、元職員に対する債権は弁償金として調定されており、消滅するものではないものであるとの報告がありました。

第3点として、泡消火剤の流出事案について、男鹿地区消防一部事務組合で化学消防ポンプ自動車更新に際し、車両とあわせタンク内の泡消火剤1,800リットルの処分を業者に依頼したが、泡消火剤を抜き取らないまま解体作業を行ったことから、泡消火剤が流出したものである。不用となった泡消火剤を処理する際には、排出者である男鹿地区消防一部事務組合は、自らの責任で適正に処理するため、産業廃棄物処

分業者等と直接契約する義務があったが、処理の許可を有しない業者に依頼したものである。その後、約950トンの泡消火剤混入水を回収し、解体業者で用意したタンクに約350トン、秋田市秋田八橋終末処理場に約600トン保管されている。泡消火剤混入水350トンの処理費用等は、概算で2,374万円であるが、今後、保管しているタンクレンタル料及びタンクの洗浄に係る費用が継続的に発生することから、費用がかさむと想定される。処理費用の負担割合については、排出者である男鹿地区消防一部事務組合、原因者である解体業者を含む関連三者とともに過失責任を認め、四者で負担することに合意し、協議することとしており、男鹿地区消防一部事務組合構成市町村の負担が発生する可能性があると考えているとの報告がありました。

第4点として、補助金の見直しについて、当局から、第4次行政改革大綱実施計画に基づき全庁的な補助金の見直しに取り組むこととし、男鹿市補助金の見直しに関する指針により標準的な考え方等を示し、所管課における適正な見直しを推進するとの報告がありました。

報告に対し委員より、指針作成の考え方について質疑があり、当局から、指針はことし5月に作成した。目的は、統一的な考え方に基づき、全庁的に補助金を見直すため、チェックシートにより補助金の内容を確認することとしているとの答弁がありました。

さらに委員より、補助金の見直しと関連し、第三セクター等の経営のあり方及び指定管理料のあり方について質疑があり、当局から、第三セクターの経営のあり方及び体制については、これまでもさまざまな角度から検討してきたが、今後も引き続き庁内で検討していきたい。また、平成30年度市全体の指定管理料は6億1,400万円で、このうち保育園の指定管理料が4億4,500万円と多くを占めている。これまで金額については精査してきているが、抑制には限界があり、例えば保育園については、統廃合しない限り人件費や施設の維持費は減らない。今後は施設の統廃合を視野に入れ、指定管理料の内容にこれまで以上に踏み込んで精査していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光君） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。1番中田謙三君

【教育厚生分科会委員長 中田謙三君 登壇】

○教育厚生分科会委員長（中田謙三君） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会関係の予算及び所管事項について、審査の経過をご報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

第1点として、一般会計補正予算について、いのちの教育あったかエリア事業の事業内容について質疑があり、当局より、本事業は、生命尊重を中心とした道徳教育をいのちの教育として推進し、学校や家庭、地域が連携し、地域社会全体でいのちの大切さについて意識の高揚を図ることを目的とし、県教育委員会からの事業実施依頼を受け、美里小学校と潟西中学校が実施計画に基づき取り組むものである。主な活動として、生命尊重を題材とした講演会の開催や、地域におけるさまざまな奉仕活動や伝承事業への参加、また、家庭や地域の方々を学校に招いての各種行事を予定しているものであるとの答弁がありました。

第2点として、国民健康保険特別会計補正予算について、新規事業である歯周疾患検診事業の事業内容について質疑があり、当局より、歯周病は動脈硬化や糖尿病など生活習慣病との関連があることから、歯科検診を実施することにより、歯周病を早期発見することで生活習慣病の防止へとつながり、医療費の削減や健康寿命の延伸につながることを期待するもので、被保険者のうち、平成30年度中に40歳、50歳、60歳、70歳に到達された方を対象に、歯科検診にかかる費用のうち1人当たり4,320円を負担するもので、10月から実施するものであるとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、みなと市民病院において、平成29年度の入院患者数が28年度と比較し約1,000人減少した要因について質疑があり、当局より、入院患者数が減少した要因は、人口減少に加え、ここ数年、整形外科の手術件数が多く、入院患者数に伸びがみられていたが、一通り手術件数に落ち着きがみられたものととらえているとの答弁がありました。

さらに委員より、平成29年度決算見込みで約2,000万円の資金不足が発生する中、さらなる経営努力が認められるが、その方策について質疑があり、当局より、資金不足が発生する要因は、会計制度改正による経過措置が終了したことによるもの

であるが、さらに自助努力を続けなければならない。現在、公益社団法人全国自治体病院協議会に経営診断を依頼しており、その分析結果をもとに今後の病院経営の方針を検討してまいりたいとの答弁がありました。

第2点として、男鹿市における生活保護の現状について、一つとして、生活保護世帯数と他市町村との比較について質疑があり、当局より、5月末現在の生活保護世帯は492世帯、661人である。保護率は2.44パーセントで、県内では一番高い状況であるとの答弁がありました。

二つとして、生活保護世帯の実態把握のための調査や保護世帯から自立に向けての支援策についての質疑があり、当局より、受給者から提出される収入申告書と税務課が把握している課税状況を突き合わせする実態調査を実施しています。調査の結果相違があった場合には、不正に受給した保護費を徴収する生活保護法第78条で返還を求めることとなります。また、受給者が自立できるよう、保護班就労支援員が、働ける可能性のある受給者を対象に、履歴書の書き方や模擬面接、さらにはハローワークへ同行するなど、就労に向けて支援を行っている。平成29年度には10名の受給者が就労し、うち2名が生活保護の廃止に至っています。平成30年度は、これまで3名の受給者が就労に結びついているとの答弁がありました。

第3点として、介護保険特別会計について、決算剰余金を施設サービス利用料の援助に活用する考え方について質疑があり、当局より、介護保険料の減免については保険料を財源に行うことになっているが、施設サービス利用料への援助については一般会計となることから、特別会計だけで解決できるものではない。援助を必要とする方の把握や財政当局との協議が必要であるとの答弁がありました。

第4点として、国民健康保険特別会計への一般会計からの法定外繰り入れについて質疑があり、当局より、今年度からの国民健康保険事業の広域化に伴い、県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体となったことから、今後、一般会計からの法定外繰り入れは厳しく制約されることとなり、財源が不足した場合は県から貸付を受けることになるが、次年度以降に返済をするため、その財源は保険税に転嫁することになる。国保事業の安定的な運用をしていくためには、医療費負担の水準を下げることが不可欠であり、そのためには、保険事業や健康ポイント事業を活用し、健康管理に関する意識の醸成と自主的な健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ってい

きたいとの答弁がありました。

第5点として、家庭での水銀含有ごみの回収について、回収の対象と処分方法について質疑があり、当局から、平成28年12月に水銀による環境汚染の防止に関する法律が施行されたことを受け、家庭にある水銀含有ごみの適正な回収を推進するものである。回収の対象となるものは、蛍光管、体温計、温度計、血圧計であり、市役所、若美支所及び各出張所に専用ボックスを設置し回収するものである。処分方法については、回収した水銀含有ごみを八郎湖クリーンセンターにストックし、八郎湖周辺清掃事務組合が許可業者へ委託し処分するものである。なお、処分に要する経費は、八郎湖周辺清掃事務組合負担金として、人口割、平等割、実績割などのルールに基づき、構成市町村で負担するものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、処分の許可を受けた事業者は構成市町村の中にいるのかとの質疑があり、公益社団法人全国都市清掃会議から使用済みの蛍光灯の広域回収処理センターの指定を受けているのは、北海道で1社のみであり、八郎湖周辺清掃事務組合においても、処分については当該事業者へ委託するものであるとの答弁がありました。

第6点として、当局より、潟上市における広域入所保育料の算定誤りについて報告があり、平成27年度から29年度までの3年間に潟上市から本市の保育園を利用していた児童の一部に係る保育料について、算定誤りが発見され、保育料を還付しなければならない世帯と追加徴収しなければならない世帯が生じたものである。還付については、9世帯で139万2,080円、還付加算金が2万5,000円、追加徴収については、4世帯で12万6,360円である。対象となる保護者の方々には、潟上市と連携しながら対応し、特に追加徴収となる世帯に対しては、ご理解が得られよう丁寧に取り組んでまいりたいとの報告がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光君） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。7番船木正博君

【産業建設分科会委員長 船木正博君 登壇】

○産業建設分科会委員長（船木正博君） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会、企業局に係る関係予算及び所管事項について審査の経過を報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑のありました主な点についてであります。

第1点として、一般会計補正予算について、一つとして、観光タクシー事業補助金について質疑があり、当局より、本事業は、現在秋田市内で運行されている秋田市観光マイタクシーに男鹿市の観光地を盛り込み、男鹿への周遊観光を促すとともに、来訪手段を追加することで観光客の交通利便性の向上を図り、観光客の増加を図ろうとするものであり、利用者見込み数については、男鹿市では8月から実施する予定であることから、秋田市の8月から3月の見込み数の2割程度が男鹿市に訪れると見込んでいるとの答弁がありました。

二つとして、委員から、モデルコースは終点が秋田駅となっているが、男鹿市内に宿泊したい場合について質疑があり、当局より、男鹿を終着地とするコース設定も調整中であり、市内宿泊客増加に向けたコース設定に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

第2点として、特産品情報収集集積発信業務について、当局より、民間事業者が提供する市町村別情報発信ウェブサイト「さとむすび」を活用し、市内事業者の販路拡大を後押しし、男鹿の地場産品や知名度を向上させることで地域経済の活性化を図るものであるとの説明があり、委員から、「さとむすび」活用の持続性、将来展望について質疑があり、当局より、来年度までの2年間活用し、成功事例を見ながら、その後については市内事業者からの継続希望の意向、有益性を考慮して検討していきたいとの答弁がありました。

第3点として、平成30年5月18日の大雨により被害を受けた施設等の災害復旧費の一般会計補正予算の専決処分について、委員から、農地農業用施設災害復旧事業の補助対象について質疑があり、当局より、このたびの補正予算については、災害復旧補助事業に申請を予定している箇所の査定設計業務委託料と、現場の2次災害防止や国の災害査定までの間、現状を保護するために手数料、原材料費等を市単独で予算措置したものである。災害復旧に係る工事費については、災害査定終了後となるとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、なまはげシャトルバスの運行について、男鹿駅と真山地区、男鹿温

泉郷、入道崎とを結ぶなまはげシャトル「なまはげ便」について、本年度新たな取り組みとして、7月から10月までの間、土日・祝日を中心にバスで運行し、事前予約なしで乗車可能であり、料金については、1区間ごとの通常運賃に加えて、1日間3,500円、2日間4,500円の乗り放題運賃を設定しているとの報告があり、報告に対し委員からは、なまはげシャトルバスの停留場所について質疑があり、当局より、路線バスの停留スペース近辺を予定しているが、男鹿駅のロータリー内の停留についてはJRの判断となるため、最終的に決定には至っておらず、早急に決定し、周知を図っていききたいとの答弁がありました。

第2点として、男鹿日本海花火について、今回から、舂席、バーベキュー柵席、椅子席及び予約駐車場を設定することとし、6月11日より予約申し込みの受け付けを開始しており、柵席は、会場である男鹿マリンパーク球技場内に設定の6人席に指定駐車場1台分つきで1万5,000円、バーベキュー柵席は、ヨの字埠頭特設エリアに設定の6人席に隣接駐車場1台分つきで1万5,000円、椅子席は、マリンパーク内本部付近に設定で1人2,000円、協賛券1枚つきの指定駐車場予約券は、1台2,500円としたとの報告があり、報告に対し委員から、バーベキュー柵席について質疑があり、当局より、秋田なまはげバーベキュー協会の協力を得ながら運営することとなる。秋田県港湾事務所との協議で、安全を徹底することで許可されたものであり、事故のないように照明を設置する予定であるとの答弁がありました。

第3点として、体育施設の有料化に伴う使用料案について、受益者負担のあり方、施設利用者の固定化、市財政状況の厳しさから設備機器の更新もままならない現状であり、体育施設については、これらの状況を総合的に判断すべきものであるとの報告があり、報告に対し委員から、利用料について質疑があり、当局より、利用料金については、有料としていた平成21年度料金を基本とすること。野球場、球技場、テニスコート、トレーニングルームなどについては、無料化後の施設の整備状況や近隣自治体の料金なども参考に見直しを行うこと。都市公園条例や公園条例などにおいて利用者区分が異なっているものは統一することとし、関係する条例の一部改正案を本年9月定例会へ提案し、施行日は平成31年4月からを予定しているとの答弁がありました。

第4点として、大規模養豚農場の建設構想について、本年4月に、小坂町に養豚事

業の拠点を置くポークランドグループとJ A全農北日本組合飼料株式会社から、本市での養豚農場建設構想は当初の基本的な形に戻り、事業主体をポークランドとして実現したいとの見解が示された。再び事業主体がポークランドになったことを受け、建設候補地に最も近い福野町内会の住民は、小坂町の大規模養豚農場バイオランド視察を自ら計画実行したところである。視察を終えた福野町内会の反応は、事業推進に前向きに協力したいとの考えであることから、ポークランドとしては、本市での養豚農場建設に向け動きを活発化したい意向であるとの報告があり、報告に対し委員から、今後の市とポークランドとのかかわりについて質疑があり、当局より、市としては、今後、福野町内会を除く候補地周辺の町内会役員等による大規模養豚農場視察を計画するとともに、その後、事業主体ポークランドから地域住民への事業説明会も開催する必要があると考えているところである。また、県内には誘致企業と同様の取り扱いで建設されている養豚農場も複数あり、男鹿市においても支援が必要になるだろうと考えている。現段階の対応としては、建設候補地において地権者が多数であることと、大規模であるため、豚舎に使用する地下水確保について、業者と協議決定していくとの答弁がありました。

以上で産業建設分科会の報告といたします。

○委員長（笹川圭光君） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号、第56号及び第57号を一括して採決いたします。本3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、本3件は原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午前10時41分 閉 会